

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年9月11日(木)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイポンプ定例試験において、当該ポンプの起動前に停止すべき封水ポンプを停止しなかった(HPCSポンプ運転中も封水ポンプ運転)ことが認められたため、対応検討。	C	
2	1号機	高圧炉心スプレイポンプ定例試験において、電動弁テストキースwitchの動作不良(switchが固く操作できない)が認められたため、当該キースwitchを交換。	D	No.1関連不適合
3	2号機	高圧炉心スプレイポンプ用ホイス(B)点検時、横行用ブレーキの1台が作動しないため、確認したところ、横行用制御回路内の整流器1台に動作不良(電流が出力されない)が認められたため、当該整流器を交換。	D	
4	2号機	社内水質管理記録「化学管理報告書」確認時、同記録の一部のデータに誤記が認められたため、当該報告書等の誤記を訂正。	D	
5	2号機	制御棒駆動水圧系の制御棒動作確認において、制御棒(38-43)に動作不良(1ノッチ引抜操作ができない。なお、挿入について問題なし。)が認められたため、対応検討。	D	
6	3号機	海水熱交換器建屋電解鉄イオン供給ポンプA出口逆止弁点検時、同弁箱及び弁蓋ガasketシート面並びに弁棒に腐食が認められたため、当該弁を補修。	D	
7	4号機	主復水器水室(A)の逆洗から正洗切替操作時、主復水器連続洗浄装置(A)系ボール捕集器「差圧計高」表示が発生し、確認したところ差圧計及び検出配管(詰まり)に不具合が考えられるため、当該部を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353